

チャレンジ鹿児島労働局(20年9月)

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町13-21

099-223-8275

URL <http://www.kagoshima.plb.go.jp>

8月の有効求人倍率は0.51倍で

前月を0.04ポイント下回る

鹿児島県の8月の有効求人倍率(季節調整値)は0.51倍(前月0.55倍)と、前月を0.04ポイント下回りました。

新規求人倍率(季節調整値)は0.76倍と前月を0.04ポイント下回りました。

新規求人数は前年同月比18.1%の減で、7か月連続で減少しました。

産業別では、建設業(38.6%減)は13ヶ月連続、運輸業(28.8%減)も9ヶ月、また、卸売・小売業(14.9%減)も7ヶ月連続の減となり、製造業(25.1%減)、医療・福祉(4.4%減)も減に転じたことから、主要産業7業種すべてにおいて、減となりました。

新規求職者数は前年同月比3.0%の減と、3ヶ月ぶりに減に転じました。

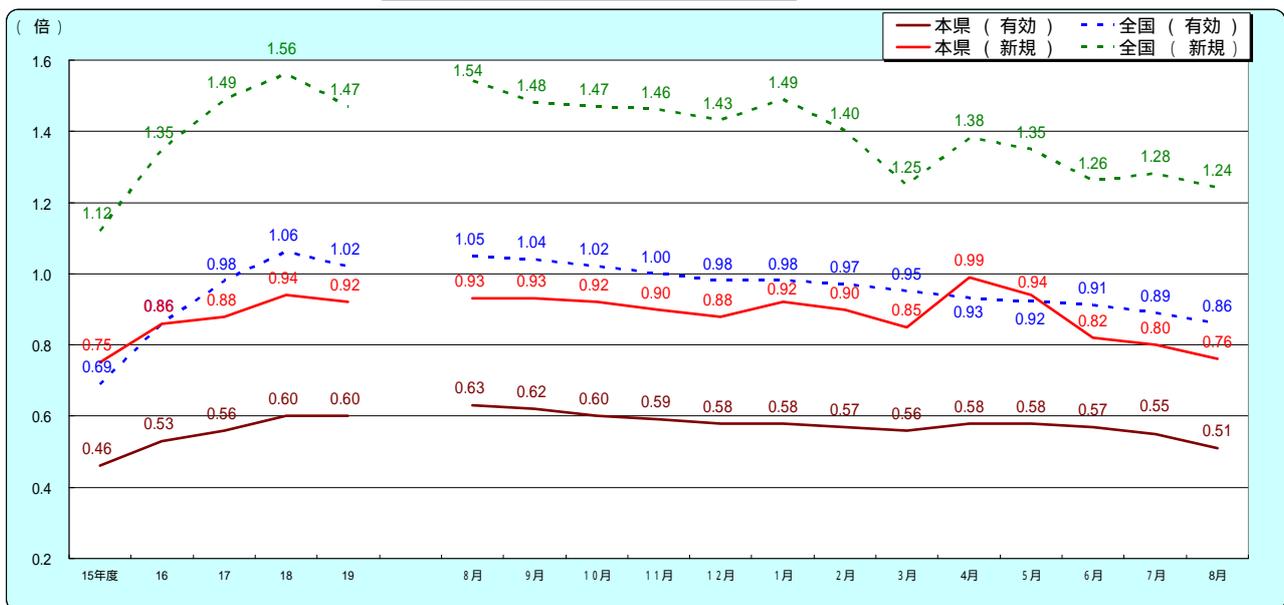
新規常用求職者の態様別では、在職求職者(1.4%増)は14か月連続の増となり、また、離職求職者(4.2%減)、無業求職者(3.2%減)は減に転じました。

離職求職者の内訳では事業主都合離職者(3.7%増)は3か月連続の増となり、自己都合離職者(6.6%減)は6か月連続の減となりました。

今後の雇用失業情勢については、景気が弱含みで推移していく中で、新規求人は当面低下傾向で推移すると思われ、今後とも注視していく必要があります。一方、新規求職者は雇用保険受給者が減少傾向にある中で、在職者及び団塊の世代等の求職は微増が予想されることから、全体としては同水準かやや減少傾向で推移するものと思われます。

鹿児島労働局では今後も求人確保対策を中心に、求人情報の提供と職業相談の充実に努めてまいります。

有効(新規)求人倍率の推移



(職業安定部職業安定課)

「仕事と生活の調和を考えるシンポジウム」を 10月7日に開催

「働く。くらす。そのリズムが人も会社もつよくなります。」

趣味の時間を楽しんだり、ゆったり温泉につかったり！ 健康的で創造性あふれる暮らしは、「ゆとり」から生まれます。

厚生労働省では「文化の日」と「勤労感謝の日」がある11月を「ゆとり創造月間」と定めています。また、その一環として、来る10月7日(火)午後1時30分から「仕事と生活の調和を考えるシンポジウム」をかごしま県民交流センター(2階大ホール)で開催します(共催：社団法人全国労働基準関係団体連合会鹿児島県支部)。

当日は、アパショナータ, Inc. 代表のパク・ジョアン・スックチャ氏による基調講演のほか、株式会社山形屋による好事例発表などが予定されています。

(労働基準部監督課)

- 1 場 所 かごしま県民交流センター
- 2 日 時 平成20年10月7日(火)
午後1時30分～午後4時10分
- 3 基調講演 アパショナータ, Inc. 代表
パク・ジョアン・スックチャ氏
- 4 好事例発表 株式会社山形屋総務部労務課長 松本 剛氏
- 5 申込先 社団法人全国労働基準関係団体連合会鹿児島県支部
電 話：099-223-1373
FAX：099-226-3622

仕事と生活の調和を 考えるシンポジウム

働く。くらす。そのリズムが人も会社もつよくなります。

場所

かごしま県民交流センター
大ホール(2F)

鹿児島市山下町14-50 TEL.099-221-6600

日時

平成20年10月7日(火)

13:30~16:10(受付開始13:00)

ひとつ「働き方」を変えてみよう!



カエル! ジャパン

Change! JPN

入場
無料

お申し込みは

(社)全国労働基準関係団体連合会 鹿児島県支部

TEL.099-223-1373 FAX.099-226-3622

好事例発表

13:45~ 株式会社山形屋総務部労務課長 松本 剛氏
演題: 当社の休暇制度

基調講演

14:30~ パク・ジョアン・スックチャ氏

演題: ビジネス戦略としての
ワーク・ライフ・バランス

プロフィール

アパシオナータ,Inc.代表。日本生まれ、韓国籍。米国ペンシルバニア大学経済学部卒業。シカゴ大学 MBA(経営学修士)取得。米国と日本で米国系企業に5年間勤務。その後、韓国延世大学へ語学留学。日本に戻り米国系運輸企業に入社。同社にて日本、香港、シンガポール、中国等、太平洋地区での人事、スペシャリストおよび管理職研修企画・実施を手がける。2000年に退社後、同年12月に日本で最初のワークライフコンサルタントとして独立し、アパシオナータ,Inc.設立。ダイバーシティ(多様性)およびテレワーク(在宅勤務)も専門とする。
著書:「会社人間が会社をつぶすーワーク/ライフ・バランスの提案」(朝日新聞社)
共著:「CSR「働きがい」を束ねる経営」(日本経済新聞社)



FAXでお申し込みください

仕事と生活の調和を考えるシンポジウム

働く。くらす。そのリズムが人も会社もつよくなります。

開催概要

名称：仕事と生活の調和を考えるシンポジウム

日時：平成20年10月7日(火) 13時30分 開会

会場：かごしま県民交流センター 大ホール(2F)
鹿児島市山下町14-50
TEL099-221-6600

主催：厚生労働省鹿児島労働局・(社)全国労働基準関係団体連合会 鹿児島県支部

共催：(財)さわやか福祉財団・(社)鹿児島県労働基準協会

後援：鹿児島県・鹿児島市・南日本新聞社・鹿児島県社会保険労務士会
鹿児島産業保健推進センター・(社)鹿児島県医師会・(社)鹿児島県建設業協会
(社)鹿児島県建築協会・(社)鹿児島県トラック協会
(財)21世紀職業財団鹿児島事務所

入場料：無料 ※なお、定員200名になり次第締め切らせていただきます。

お申し込み・お問い合わせ先 (社)全国労働基準関係団体連合会(全基連)鹿児島県支部
〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16-16

TEL.099-223-1373 FAX.099-226-3622

参加申込書 FAX.099-226-3622

事業所名	所在地	電話番号	参加者名

～NO！ 偽装請負・違法派遣～

10月1日から10月31日の間

「九州・沖縄ブロック派遣・業務請負適正化キャンペーン」を
実施します。

九州・沖縄ブロック各労働局においては、適正な労働者派遣の実施と偽装請負の解消に向けて、平成18年度から標記適正化キャンペーンを行っております。

しかしながら、製造業、情報処理産業、サービス業等に対する指導・監督において、業務請負契約としているものの、実態は違法な労働者派遣（いわゆる偽装請負）となっているとして、各労働局から是正指導を受ける事業所も依然として多い状況です。

これらの違反事由については、労働者派遣法に対する理解が不十分なものも多く、特に製造業への労働者派遣については、平成19年3月に最大3年まで派遣が可能となったことから、多くのメーカーで請負から派遣への切り替えが行われ、平成21年（2009年）に相次ぎ期限を迎えるため、より一層の法の内容に対する理解を深め、労働者派遣の適正化を推進する必要があります。

このため、今年度においても九州・沖縄ブロック各労働局が連携し、10月1日から1ヶ月間、関係事業主に対する集中的な周知・啓発等を行うことにより、適正な労働者派遣の実施と偽装請負の防止・解消を目的として、「九州・沖縄ブロック派遣・業務請負適正化キャンペーン」を実施します。

（職業安定部職業安定課）

1 九州・沖縄ブロック各労働局が連携して取り組む事項

集中的な周知・広報

物の製造を行う企業に対する自主点検の促進

2 鹿児島労働局において実施を予定している事項

請負業者、発注者、派遣元を対象とした企業向けセミナーの開催

物の製造を行う企業に対する自主点検の促進

物の製造業務について、請負・労働者派遣を行う事業主及び発注者等を中心とした指導・監督の集中的実施

派遣労働者セミナーの開催

「高校生のための就職面接会」を11月6日に開催

平成21年3月新規高等学校卒業予定者の就職環境は、県内での就職を希望する生徒の求人倍率が8月末時点で0.85倍となり、前年同月より0.09ポイント上回っているものの、県外希望者の求人倍率（8月末現在で18.01倍）に比べて、厳しい状況となっております。

このようなことから、鹿児島労働局、ハローワーク、鹿児島県教育委員会及び鹿児島県では、「高校生のための就職面接会」を以下のとおり開催することといたしました。

21世紀の郷土鹿児島の発展を担うフレッシュで優秀な人材を育成する観点からも、多数の事業主の方々のご参加をお願いいたします。

（職業安定部職業安定課）

1 開催日時

平成20年11月6日（木） 13時～17時

2 開催場所

鹿児島アリーナ（鹿児島市永吉1丁目30-1）

3 お問い合わせ先

鹿児島労働局職業安定部職業安定課

TEL 099-219-8711

FAX 099-216-9911

4 参加申込期限

平成20年10月17日（金）

5 昨年度の開催状況

参加企業数	求人数	参加生徒数	就職決定者数
62社	395人	367人	82人

鹿児島県最低賃金が改正されました。

鹿児島労働局長は、鹿児島県最低賃金を1時間当たり627円にすることを決定し、本年10月18日から発効することとしました。鹿児島県最低賃金の改正については、本年7月9日に鹿児島労働局長が鹿児島地方最低賃金審議会に対して諮問し、本年8月22日に同審議会から答申があり、法定の手続きを経て、答申の意見どおりに改正することになったものです。昨年10月26日に発効した現行額（619円）より8円の引上げとなります。

なお、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金、鹿児島県百貨店、総合スーパー最低賃金及び鹿児島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金の3つの特定最低賃金（産業別最低賃金）につきましては、今後審議される予定です。

（労働基準部賃金室）

必ずチェック 最低賃金!



鹿児島県の最低賃金

★ 地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県最低賃金	627円 [平成20年10月17日までは619円]	平成20年 10月18日	鹿児島県下のすべての労働者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

★ 特定最低賃金(産業別最低賃金)

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業(医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む)	677円	平成20年 1月13日	次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます) 18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、銕ばり取り、刻印又は選別の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
百貨店、総合スーパー	659円	平成19年 12月30日	「百貨店、総合スーパー」とは、衣食住にわたる各種の商品を小売りする事業所で、その事業所の性格上いづれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上のもの。 次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます) 18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
自動車(新車)小売業	681円	平成19年 12月22日	次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます) 18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

特定最低賃金(産業別最低賃金)は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) | 一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) |
| 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金 | 精皆勤手当、通勤手当、家族手当 |

最低賃金に関するお問い合わせ先

鹿児島労働局賃金室 (電話) 099-223-8278
鹿児島労働基準監督署 (電話) 099-214-9175
鹿屋労働基準監督署 (電話) 0994-43-3385

川内労働基準監督署 (電話) 0996-22-3225
加治木労働基準監督署 (電話) 0995-63-2035
名瀬労働基準監督署 (電話) 0997-52-0574

鹿児島労働局・労働基準監督署

<http://www.kagoshima.plb.go.jp>

最低賃金テレフォンサービス 099-223-8881